



## オオタカ・モニタリングの調査計画概要と

### 今後の対応方針

「猛禽類保護の進め方」(環境庁、平成8年)および「埼玉県オオタカ等保護指針」(埼玉県、平成11年)、「埼玉県環境影響評価技術指針」(埼玉県、平成11年)に基づくオオタカのモニタリング調査に求められる要件を整理すると、以下の通りである。

- A. モニタリングの目的は、保全対策の効果を検証するためであり、必要に応じて追加する補足措置の検討資料とすること。
- B. 実施期間は、事業中及び事業後に至るまで計画的に実施すること。
- C. 調査項目としては、①毎年の繁殖の有無とその状況 ②飛翔経路の変化 ③出現頻度の変化を把握して解析すること。

上記要件に基づき、本庄新都心地区については次に示す内容にオオタカ・モニタリング調査を実施するものとする。

#### (1) 営巣地確認調査

営巣地点の確認が比較的容易な繁殖初期の3月～4月に、広域踏査を行い毎年の営巣地点を確認する。

#### (2) 繁殖状況調査

産卵期である4月から巣立ち分散の行われる8月まで、繁殖に影響を及ぼさないよう留意しつつ巣への接近踏査を行い、毎年の繁殖状況の推移を記録する。

#### (3) 行動圏調査

事前調査と同一の調査地点を用いて、10時から16時までのオオタカの飛翔軌跡及び出現状況の記録を行う。事前調査との比較解析が可能となるよう繁殖期(1月～8月)には各月に(9月～12月)には1回の年最低9回は実施する。

調査の結果及び対策の検証・評価は、適宜「本庄新都心地区環境検討委員会・学識委員」に諮り協議を行いつつ進めるものとする。また、事業完了後の継続的な調査期間についても、対策効果を勘案した上でいつまで実施するか学識委員に助言を仰ぐものとする。【平成12年2月4日】

※「第2回本庄新都心地区環境検討委員会」(平成12年2月4日)にて決定

オオタカの行動圏調査では、飛翔軌跡や行動実態を把握するために、調査員を配置し、6時間程度の出現記録を収集します。



●オオタカ・モニタリング調査①



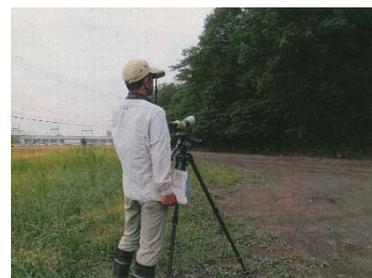
●オオタカ・モニタリング調査②



●オオタカ・モニタリング調査③



●オオタカ・モニタリング調査④



●オオタカ・モニタリング調査⑤